平成２８年（再イ）第２号

埼玉県草加市新里町174番地41

再生債務者　神作　昌佳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月22日

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再イ）第９号

相模原市南区麻溝台８丁目10番７号

再生債務者　黒木　俊人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月22日

横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（再イ）第４号

鳥取県八頭郡八頭町土師百井47番地１

再生債務者　森木　修治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月25日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第５５号

札幌市白石区本通２丁目南２番17号

再生債務者　松本　直実

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月22日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第６号

北海道伊達市末永町131番地６プラムマート末永５　103号室

再生債務者　野平　正利

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月25日

札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２８年（再イ）第２４号

神奈川県茅ヶ崎市汐見台３番10－303号

パークホームズ湘南茅ヶ崎海岸

再生債務者　菊池　　彰

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月25日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第３４号

横浜市保土ケ谷区川島町463番地20

再生債務者　伊藤　健治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月25日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第２０号

京都府綴喜郡井手町大字井手小字北猪ノ阪６番地の１

再生債務者　伊庭　盛友

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月25日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第６号

名古屋市西区数寄屋町７番17号　キャッスルランドビル３Ｄ号

再生債務者　谷口　敦子

1　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年８月12日まで

4　一般異議申述期間　平成28年８月19日から平成28年８月26日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再ロ）第６号

福岡県朝倉市山田1028番地

再生債務者　安部　正樹

1　決定年月日時　平成28年７月22日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成28年８月19日まで

4　一般異議申述期間　平成28年８月26日から平成28年９月２日まで

福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１号

新潟県燕市秋葉町３丁目14番20－４号

再生債務者　和田裕貴啓

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年７月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月25日　新潟地方裁判所三条支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 28 年８月２日　　静岡県教育委員会

1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名

⑴　中学校教諭一種免許状　国語、愛知県教育委員会、静岡県、松本　尚久

⑵　高等学校教諭一種免許状　国語、愛知県教育委員会、静岡県　松本　尚久

⑶　高等学校教諭一種免許状　書道、愛知県教育委員会、静岡県、松本　尚久

2　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併をすることにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.sanko-inet.co.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十三日

掲載頁　二十四頁（号外第一五号）

平成二十八年八月二日

福岡県久留米市通町八番地の一六

（甲）三光株式会社

代表取締役　髙木　義幸

福岡県久留米市津福本町二六六番地の一

（乙）三光被服株式会社

代表取締役　髙木　義幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が本社工場（甲の九州事業所内）で行う甲の製品の受託生産事業に関する権利義務を承継しこれをそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十七日

掲載頁　二二六頁（号外第一四一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十七日

掲載頁　七十六頁（号外第一四一号）

平成二十八年八月二日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目一番一号

（甲）株式会社三井三池製作所

代表取締役　平川　幸知

福岡県大牟田市新港町六番地一五

（乙）三池産業機械株式会社

代表取締役　立野　弘之

決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.sanko-inet.co.jp/

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月十三日

掲載頁　二十四頁（号外第一五号）

平成二十八年八月二日

福岡県久留米市通町八番地の一六

（甲）三光株式会社

代表取締役　髙木　義幸

福岡県久留米市津福本町二六六番地の一

（乙）三光被服株式会社

代表取締役　髙木　義幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が本社工場（甲の九州事業所内）で行う甲の製品の受託生産事業に関する権利義務を承継しこれをそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十七日

掲載頁　二二六頁（号外第一四一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十七日

掲載頁　七十六頁（号外第一四一号）

平成二十八年八月二日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目一番一号

（甲）株式会社三井三池製作所

代表取締役　平川　幸知

福岡県大牟田市新港町六番地一五

（乙）三池産業機械株式会社

代表取締役　立野　弘之